

社援発1001第2号
令和元年10月1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）
（令和元年8月27日社援発0827第5号）」の一部修正について

今般、「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）」
（令和元年8月27日社援発0827第5号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙を本通知の別紙のとおり修正することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配慮されたい。

○「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">社発第246号 昭和38年4月1日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準(昭和38年4月厚生省告示第158号)をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 最低生活費の認定 最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行わなければならないこと。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一般生活費 (1) 基準生活費 ア～オ (略)</p> <p>カ 入院患者に付添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であって、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められるときは、その実費について基準生活費の算定上特別基準の設定があつたものとして取り扱って差しつかえない。</p> <p>なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第1類の経費については、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額②(以</p>	<p style="text-align: right;">社発第246号 昭和38年4月1日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準(昭和38年4月厚生省告示第158号)をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 最低生活費の認定 最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行わなければならないこと。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一般生活費 (1) 基準生活費 ア～オ (略)</p> <p>カ 入院患者に付添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であって、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められるときは、その実費について基準生活費の算定上特別基準の設定があつたものとして取り扱って差しつかえない。</p> <p>なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第1類の経費については、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額②(以</p>

改正後	現行
<p>下「第1類費基準額②」という。)に3分の1を乗じて得た額と同表中基準額③(以下「第1類費基準額③」という。)に3分の2を乗じて得た額の合算額に0.25を乗じて得た額を計上すること。ただし、第1類費基準額②の額が同表中基準額①(以下「第1類費基準額①」という。)に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「基準額②(以下「第1類費基準額②」という。))を「第1類費基準額①に0.9を乗じて得た額」と読み替え、第1類費基準額③の額が第1類費基準額①に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「基準額③(以下「第1類費基準額③」という。))を「第1類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>キ～サ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 入院患者の基準生活費の算定について</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額は、第1類費基準額②に3分の1を乗じて得た額と第1類費基準額③に3分の2を乗じて得た額の合算額に0.75を乗じて得た額及び保護の基準別表第1第1章の1の第2類の表に定める基準額②(以下「第2類費基準額②」という。)に3分の1を乗じて得た額と同表中基準額③(以下「第2類費基準額③」という。)に3分の2を乗じて得た額の合算額に0.2を乗じて得た額の合計額(12月においては、当該合計額に期末一時扶助費を加えた額)とすること。ただし、第1類費基準額②に0.75を乗じて得た額と第2類費基準額②に0.2を乗じて得た額の合算額が、第1類費基準額①に0.75を乗じて得た額と同表中基準額①(以下「第2類費基準額①」という。)に0.2を乗じて得た額の合算額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「第1類費基準額②」を「第1類費基準額①に0.9を乗じて得た額」と、「基準額②(以下「第2類費基準額②」という。))を「第2類費基準額①に0.9を乗じて得た額」と読み替え、第1類費基準額③に0.75を乗じて得た額と第2類費基準額③に0.2を乗じて得た額の合計額が、第1類費基準額①に0.75を乗じて得た額と第2類費基準額①に0.2を乗じて得た額の合計額に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「第1類費基準額③」を「第1類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と、「基準額③(以下「第2類費基準額③」という。))を「第2類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>ウ～ク (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 被服費</p> <p>ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。</p> <p>なお、(ア)から(ウ)までの場合においては、現物給付を原則とすること。 (ア) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くない</p>	<p>下「第1類費基準額②」という。)に3分の2を乗じて得た額と同表中基準額③(以下「第1類費基準額③」という。)に3分の1を乗じて得た額の合算額に0.25を乗じて得た額を計上すること。ただし、第1類費基準額②の額が同表中基準額①(以下「第1類費基準額①」という。)に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「基準額②(以下「第1類費基準額②」という。))を「第1類費基準額①に0.9を乗じて得た額」と読み替え、第1類費基準額③の額が第1類費基準額①に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「基準額③(以下「第1類費基準額③」という。))を「第1類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>キ～サ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 入院患者の基準生活費の算定について</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額は、第1類費基準額②に3分の2を乗じて得た額と第1類費基準額③に3分の1を乗じて得た額の合算額に0.75を乗じて得た額及び保護の基準別表第1第1章の1の第2類の表に定める基準額②(以下「第2類費基準額②」という。)に3分の2を乗じて得た額と同表中基準額③(以下「第2類費基準額③」という。)に3分の1を乗じて得た額の合算額に0.2を乗じて得た額の合計額(12月においては、当該合計額に期末一時扶助費を加えた額)とすること。ただし、第1類費基準額②に0.75を乗じて得た額と第2類費基準額②に0.2を乗じて得た額の合算額が、第1類費基準額①に0.75を乗じて得た額と同表中基準額①(以下「第2類費基準額①」という。)に0.2を乗じて得た額の合算額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「第1類費基準額②」を「第1類費基準額①に0.9を乗じて得た額」と、「基準額②(以下「第2類費基準額②」という。))を「第2類費基準額①に0.9を乗じて得た額」と読み替え、第1類費基準額③に0.75を乗じて得た額と第2類費基準額③に0.2を乗じて得た額の合計額が、第1類費基準額①に0.75を乗じて得た額と第2類費基準額①に0.2を乗じて得た額の合計額に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「第1類費基準額③」を「第1類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と、「基準額③(以下「第2類費基準額③」という。))を「第2類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>ウ～ク (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 被服費</p> <p>ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。</p> <p>なお、(ア)から(ウ)までの場合においては、現物給付を原則とすること。 (ア) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くない</p>

改正後	現行																																		
<p>か又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合</p> <p>a 保護開始時</p> <p>b 長期入院・入所後退院・退所した場合</p> <p>c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合</p>	<p>か又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合</p> <p>a 保護開始時</p> <p>b 長期入院・入所後退院・退所した場合</p> <p>c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生によることができる場合</td> <td>1組につき <u>13,400円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>新規に購入を必要とする場合</td> <td>1組につき <u>19,500円</u>以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	再生によることができる場合	1組につき <u>13,400円</u> 以内	新規に購入を必要とする場合	1組につき <u>19,500円</u> 以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生によることができる場合</td> <td>1組につき <u>13,200円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>新規に購入を必要とする場合</td> <td>1組につき <u>19,200円</u>以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	再生によることができる場合	1組につき <u>13,200円</u> 以内	新規に購入を必要とする場合	1組につき <u>19,200円</u> 以内																						
区 分	金 額																																		
再生によることができる場合	1組につき <u>13,400円</u> 以内																																		
新規に購入を必要とする場合	1組につき <u>19,500円</u> 以内																																		
区 分	金 額																																		
再生によることができる場合	1組につき <u>13,200円</u> 以内																																		
新規に購入を必要とする場合	1組につき <u>19,200円</u> 以内																																		
<p>(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合 1人当たり <u>14,000円</u>以内</p> <p>(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合</p>	<p>(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合 1人当たり <u>13,800円</u>以内</p> <p>(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯人員別</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>夏季 (4月から9月まで)</th> <th>冬季 (10月から3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人まで</td> <td><u>19,900円</u>以内</td> <td><u>35,800円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>4人まで</td> <td><u>37,900円</u>以内</td> <td><u>60,600円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td><u>48,800円</u>以内</td> <td><u>77,000円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>6人以上1人を増すごとに加算する額</td> <td><u>7,100円</u>以内</td> <td><u>10,600円</u>以内</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人員別	金 額		夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)	2人まで	<u>19,900円</u> 以内	<u>35,800円</u> 以内	4人まで	<u>37,900円</u> 以内	<u>60,600円</u> 以内	5人	<u>48,800円</u> 以内	<u>77,000円</u> 以内	6人以上1人を増すごとに加算する額	<u>7,100円</u> 以内	<u>10,600円</u> 以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯人員別</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>夏季 (4月から9月まで)</th> <th>冬季 (10月から3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人まで</td> <td><u>19,500円</u>以内</td> <td><u>35,100円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>4人まで</td> <td><u>37,200円</u>以内</td> <td><u>59,400円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td><u>47,800円</u>以内</td> <td><u>75,500円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>6人以上1人を増すごとに加算する額</td> <td><u>7,000円</u>以内</td> <td><u>10,400円</u>以内</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人員別	金 額		夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)	2人まで	<u>19,500円</u> 以内	<u>35,100円</u> 以内	4人まで	<u>37,200円</u> 以内	<u>59,400円</u> 以内	5人	<u>47,800円</u> 以内	<u>75,500円</u> 以内	6人以上1人を増すごとに加算する額	<u>7,000円</u> 以内	<u>10,400円</u> 以内
世帯人員別		金 額																																	
	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)																																	
2人まで	<u>19,900円</u> 以内	<u>35,800円</u> 以内																																	
4人まで	<u>37,900円</u> 以内	<u>60,600円</u> 以内																																	
5人	<u>48,800円</u> 以内	<u>77,000円</u> 以内																																	
6人以上1人を増すごとに加算する額	<u>7,100円</u> 以内	<u>10,600円</u> 以内																																	
世帯人員別	金 額																																		
	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)																																	
2人まで	<u>19,500円</u> 以内	<u>35,100円</u> 以内																																	
4人まで	<u>37,200円</u> 以内	<u>59,400円</u> 以内																																	
5人	<u>47,800円</u> 以内	<u>75,500円</u> 以内																																	
6人以上1人を増すごとに加算する額	<u>7,000円</u> 以内	<u>10,400円</u> 以内																																	
<p>(エ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合 <u>52,100円</u>以内</p> <p>(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合 <u>4,400円</u>以内</p> <p>(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合 月額 <u>20,800円</u>以内</p> <p>イ (略)</p> <p>(6) 家具什器費</p> <p>ア 炊事用具、食器等の家具什器</p> <p>被保護世帯が次の（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、<u>29,600円</u>の範囲内において</p>	<p>(エ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合 <u>51,000円</u>以内</p> <p>(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合 <u>4,300円</u>以内</p> <p>(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合 月額 <u>20,500円</u>以内</p> <p>イ (略)</p> <p>(6) 家具什器費</p> <p>ア 炊事用具、食器等の家具什器</p> <p>被保護世帯が次の（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、<u>29,100円</u>の範囲内において</p>																																		

改正後	現行
<p>特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。</p> <p>なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、47,100円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>イ 暖房器具</p> <p>被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、20,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>なお、被保護世帯が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が20,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、51,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>ウ 冷房器具</p> <p>被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、51,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>エ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 入学準備金</p> <p>ア 小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部(以下「小学校等」という。)又は中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程(保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。)若しくは特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)に入学する児童又は生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、それぞれ次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差し支えないこと。</p> <p>小学校等入学時 64,300円以内</p>	<p>特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。</p> <p>なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、46,400円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>イ 暖房器具</p> <p>被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、20,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>なお、被保護世帯が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が20,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、50,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>ウ 冷房器具</p> <p>被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、50,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>エ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 入学準備金</p> <p>ア 小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部(以下「小学校等」という。)又は中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程(保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。)若しくは特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)に入学する児童又は生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、それぞれ次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差し支えないこと。</p> <p>小学校等入学時 63,100円以内</p>

改正後	現行
<p>中学校等入学時 <u>81,000円</u>以内</p> <p>イ (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) その他</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 家財保管料</p> <p>医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院又は入所している単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできないものについては、入院又は入所（入院又は入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下同じ。）後1年間を限度として月額 <u>14,000円</u>の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえないこと。ただし、明らかに入院又は入所後1年以上の入院加療、入所による指導訓練を必要とする者についてはこの限りではない。</p> <p>なお、入院又は入所後において保護の実施要領第7の4の(1)のエの(ア)により住宅費が認定されている場合には、12か月から当該住宅費を認定した月数を差し引いた月数の範囲において認定すること。</p> <p>オ～キ (略)</p> <p>ク 除雪費</p> <p>豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する豪雪地帯をいう。4の(2)のエにおいて同じ。）において、本人又は親族や地域の支援では日常生活に必要な通路・避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合は、当該除排雪に要する費用（4の(2)のエにいう「雪囲い、雪下ろし等に要する費用」を除く。）について、冬季加算認定期間ごとに <u>31,000円</u>の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。</p> <p>3 教育費</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学級費等</p> <p>学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及びPTA会費等（以下「学級費等」という。）として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第2に規定する基準額によりがたいときは、学級費等について次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。</p> <p>小学校等 月額 <u>850円</u>以内</p> <p>中学校等 月額 <u>770円</u>以内</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 災害時等の学用品等の再支給</p>	<p>中学校等入学時 <u>79,500円</u>以内</p> <p>イ (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) その他</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 家財保管料</p> <p>医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院又は入所している単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできないものについては、入院又は入所（入院又は入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下同じ。）後1年間を限度として月額 <u>13,000円</u>の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえないこと。ただし、明らかに入院又は入所後1年以上の入院加療、入所による指導訓練を必要とする者についてはこの限りではない。</p> <p>なお、入院又は入所後において保護の実施要領第7の4の(1)のエの(ア)により住宅費が認定されている場合には、12か月から当該住宅費を認定した月数を差し引いた月数の範囲において認定すること。</p> <p>オ～キ (略)</p> <p>ク 除雪費</p> <p>豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する豪雪地帯をいう。4の(2)のエにおいて同じ。）において、本人又は親族や地域の支援では日常生活に必要な通路・避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合は、当該除排雪に要する費用（4の(2)のエにいう「雪囲い、雪下ろし等に要する費用」を除く。）について、冬季加算認定期間ごとに <u>30,000円</u>の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。</p> <p>3 教育費</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学級費等</p> <p>学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及びPTA会費等（以下「学級費等」という。）として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第2に規定する基準額によりがたいときは、学級費等について次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。</p> <p>小学校等 月額 <u>830円</u>以内</p> <p>中学校等 月額 <u>750円</u>以内</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 災害時等の学用品等の再支給</p>

改正後	現行
<p>災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>小学校等 <u>11,600 円</u>以内 中学校等 <u>22,700 円</u>以内</p> <p>(7) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 生業費、技能修得費及び就職支度費</p> <p>(1) 生業費</p> <p>ア 専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行なうために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。</p> <p>なお、生業費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、<u>78,000 円</u>の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 技能修得費</p> <p>ア 技能修得費（高等学校等就学費を除く）</p> <p>技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。</p> <p>なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項の養成施設において、はり師、きゅう師になるために必要な技能を修得する場合で、当該技能修得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能修得の期間が2年をこえる場合であっても、その期間1年につき<u>保護の基準別表第7の1に規定する額</u>の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定すること。</p> <p>(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。</p> <p>なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、<u>135,000 円</u>の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な</p>	<p>災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>小学校等 <u>11,400 円</u>以内 中学校等 <u>22,300 円</u>以内</p> <p>(7) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 生業費、技能修得費及び就職支度費</p> <p>(1) 生業費</p> <p>ア 専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行なうために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。</p> <p>なお、生業費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、<u>77,000 円</u>の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 技能修得費</p> <p>ア 技能修得費（高等学校等就学費を除く）</p> <p>技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。</p> <p>なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項の養成施設において、はり師、きゅう師になるために必要な技能を修得する場合で、当該技能修得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能修得の期間が2年をこえる場合であっても、その期間1年につき <u>80,000 円</u>の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定すること。</p> <p>(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。</p> <p>なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、<u>133,000 円</u>の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な</p>

改正後	現行
<p>額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(エ) 前記(ア)に定めるところにかかわらず、(平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差しつかえないこと。</p> <p>なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額 216,000円 の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。</p> <p>(オ)～(キ) (略)</p> <p>イ 高等学校等就学費</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びPTA会費等(以下「学級費等」という。)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第7に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額 1,780円 の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。</p> <p>(エ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、87,900円 の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。</p> <p>また、生徒が次のaからcまでのいずれかに該当した場合であって、就学期間中に学生服及び通学用かばん(以下この(カ)において「制服等」という。)の買い換えが必要であると保護の実施機関が認めた場合は、上記に規定する額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(キ) (略)</p> <p>(ク) 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、26,500円 の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。</p> <p>また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入することが必要な場合には、前記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲内において、必要な実費を認定して差しつかえないこと。</p>	<p>額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(エ) 前記(ア)に定めるところにかかわらず、(平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差しつかえないこと。</p> <p>なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額 213,000円 の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。</p> <p>(オ)～(キ) (略)</p> <p>イ 高等学校等就学費</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びPTA会費等(以下「学級費等」という。)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第7に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額 1,750円 の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。</p> <p>(エ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、86,300円 の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。</p> <p>また、生徒が次のaからcまでのいずれかに該当した場合であって、就学期間中に学生服及び通学用かばん(以下この(カ)において「制服等」という。)の買い換えが必要であると保護の実施機関が認めた場合は、上記に規定する額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(キ) (略)</p> <p>(ク) 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、26,000円 の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。</p> <p>また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入することが必要な場合には、前記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲内において、必要な実費を認定して差しつかえないこと。</p>

改正後	現行
<p>い。</p> <p>(ケ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>9 葬祭費</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 死亡診断又は死体検案に要する費用(文書作成の手数料を含む。)が 5,350円 をこえる場合は、葬祭扶助基準額表の額(火葬料等についての加算並びに(1)及び(2)により特別基準の設定があった場合を含む。)に当該こえる額を加算した額を、特別基準の設定があったものとして、計上して差しつかえないこと。</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第8 収入の認定</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 勤労控除の取扱い</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 未成年者控除</p> <p>ア 未成年者(20歳未満の者をいう。)については、その者の収入から 次官通知第8の3の(4)に定める額 を控除すること。ただし、次の場合は控除の対象としないものであること。</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第9~第10 (略)</p> <p>第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4 検診命令</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 検診料の支払</p> <p>検診を行った医師等から検診料請求書を受け取ったときは、その内容を審査してこれを確認し、検診料を当該医師又は歯科医師に支払うこと。</p> <p>なお、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとする。ただし、検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合は、検診料のほかに 4,720円 の範囲内(ただし、障害認定に係るものについては 6,090円 の範囲内)で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。</p>	<p>い。</p> <p>(ケ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>9 葬祭費</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 死亡診断又は死体検案に要する費用(文書作成の手数料を含む。)が 5,250円 をこえる場合は、葬祭扶助基準額表の額(火葬料等についての加算並びに(1)及び(2)により特別基準の設定があった場合を含む。)に当該こえる額を加算した額を、特別基準の設定があったものとして、計上して差しつかえないこと。</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第8 収入の認定</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 勤労控除の取扱い</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 未成年者控除</p> <p>ア 未成年者(20歳未満の者をいう。)については、その者の収入から 月額11,400円 を控除すること。ただし、次の場合は控除の対象としないものであること。</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第9~第10 (略)</p> <p>第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4 検診命令</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 検診料の支払</p> <p>検診を行った医師等から検診料請求書を受け取ったときは、その内容を審査してこれを確認し、検診料を当該医師又は歯科医師に支払うこと。</p> <p>なお、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとする。ただし、検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合は、検診料のほかに 4,630円 の範囲内(ただし、障害認定に係るものについては 5,970円 の範囲内)で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。</p>

改正後	現行
(6) (略) 第12～第13 (略)	(6) (略) 第12～第13 (略)

正誤表

○「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知）

正		誤	
改正後	現行	改正後	現行
<p>社発第246号 昭和38年4月1日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p>厚生省社会局長</p> <p>生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配意されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であること</p>	<p>社発第246号 昭和38年4月1日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p>厚生省社会局長</p> <p>生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配意されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であること</p>	<p>社発第246号 昭和38年4月1日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p>厚生省社会局長</p> <p>生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配意されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であること</p>	<p>社発第246号 昭和38年4月1日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p>厚生省社会局長</p> <p>生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配意されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であること</p>

を申し添える。

第1～第6 (略)

第7 最低生活費の認定

最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行わなければならないこと。

1 (略)

2 一般生活費

(1) 基準生活費

ア～オ (略)

カ 入院患者に付添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であって、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められるときは、その実費について基準生活費の算定上特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえない。

なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第1類の経費については、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額②(以下「第1類費基準額②」という。)に3分の1を乗じて得た額と同表中基準額③(以下「第1類費基準額③」という。)に3分の2を乗じて得た額の合算額に0.25を乗じて得た額を計上すること。ただし、第1類費基準額②の額が同表中基準額①(以下「第1類費基準額①」という。)に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「基準額②(以下「第1類費基準額②」という。)」を「第1類費基準額①に0.9を乗じて得た額」と読み替え、第1類費基準額③の額が第1類費基準額①に0.855を乗じて得た額より少

を申し添える。

第1～第6 (略)

第7 最低生活費の認定

最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行わなければならないこと。

1 (略)

2 一般生活費

(1) 基準生活費

ア～オ (略)

カ 入院患者に付添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であって、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められるときは、その実費について基準生活費の算定上特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえない。

なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第1類の経費については、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額②(以下「第1類費基準額②」という。)に3分の2を乗じて得た額と同表中基準額③(以下「第1類費基準額③」という。)に3分の1を乗じて得た額の合算額に0.25を乗じて得た額を計上すること。ただし、第1類費基準額②の額が同表中基準額①(以下「第1類費基準額①」という。)に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「基準額②(以下「第1類費基準額②」という。)」を「第1類費基準額①に0.9を乗じて得た額」と読み替え、第1類費基準額③の額が第1類費基準額①に0.855を乗じて得た額より少

を申し添える。

第1～第6 (略)

第7 最低生活費の認定

最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行わなければならないこと。

1 (略)

2 一般生活費

(1) 基準生活費

ア～オ (略)

カ 入院患者に付添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であって、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められるときは、その実費について基準生活費の算定上特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえない。

なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第1類の経費については、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額②(以下「第1類費基準額②」という。)に3分の1を乗じて得た額と同表中基準額③(以下「第1類費基準額③」という。)に3分の2を乗じて得た額の合算額に0.25を乗じて得た額を計上すること。ただし、第1類費基準額②の額が同表中基準額①(以下「第1類費基準額①」という。)に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「基準額②(以下「第1類費基準額②」という。)」を「第1類費基準額①に0.9を乗じて得た額」と読み替え、第1類費基準額③の額が第1類費基準額①に0.855を乗じて得た額より少

を申し添える。

第1～第6 (略)

第7 最低生活費の認定

最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行わなければならないこと。

1 (略)

2 一般生活費

(1) 基準生活費

ア～オ (略)

カ 入院患者に付添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であって、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められるときは、その実費について基準生活費の算定上特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえない。

なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第1類の経費については、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額②(以下「第1類費基準額②」という。)に3分の2を乗じて得た額と同表中基準額③(以下「第1類費基準額③」という。)に3分の1を乗じて得た額の合算額に0.25を乗じて得た額を計上すること。ただし、第1類費基準額②の額が同表中基準額①(以下「第1類費基準額①」という。)に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「基準額②(以下「第1類費基準額②」という。)」を「第1類費基準額①に0.9を乗じて得た額」と読み替え、第1類費基準額③の額が第1類費基準額①に0.855を乗じて得た額より少

乗じて得た額と第2類費基準額①に0.2を乗じて得た額の合計額に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「第1類費基準額③」を「第1類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と、「基準額③(以下「第2類費基準額③」という。)」を「第2類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

ウ～ク (略)

(4) (略)

(5) 被服費

ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。

なお、(ア)から(ウ)までの場合においては、現物給付を原則とすること。

(ア) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものが無い場合

- a 保護開始時
- b 長期入院・入所後退院・退所した場合
- c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区 分	金 額
再生による ことができ る場合	1組につき 13,400円以内

乗じて得た額と第2類費基準額①に0.2を乗じて得た額の合計額に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「第1類費基準額③」を「第1類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と、「基準額③(以下「第2類費基準額③」という。)」を「第2類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

ウ～ク (略)

(4) (略)

(5) 被服費

ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。

なお、(ア)から(ウ)までの場合においては、現物給付を原則とすること。

(ア) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものが無い場合

- a 保護開始時
- b 長期入院・入所後退院・退所した場合
- c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区 分	金 額
再生による ことができ る場合	1組につき 13,200円以内

乗じて得た額と第2類費基準額①に0.2を乗じて得た額の合計額に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「第1類費基準額③」を「第1類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と、「基準額③(以下「第2類費基準額③」という。)」を「第2類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

ウ～ク (略)

(4) (略)

(5) 被服費

ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。

なお、(ア)から(ウ)までの場合においては、現物給付を原則とすること。

(ア) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものが無い場合

- a 保護開始時
- b 長期入院・入所後退院・退所した場合
- c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区 分	金 額
再生による ことができ る場合	1組につき 13,400円以内

乗じて得た額と第2類費基準額①に0.2を乗じて得た額の合計額に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「第1類費基準額③」を「第1類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と、「基準額③(以下「第2類費基準額③」という。)」を「第2類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

ウ～ク (略)

(4) (略)

(5) 被服費

ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。

なお、(ア)から(ウ)までの場合においては、現物給付を原則とすること。

(ア) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものが無い場合

- a 保護開始時
- b 長期入院・入所後退院・退所した場合
- c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区 分	金 額
再生による ことができ る場合	1組につき 13,200円以内

新規に購入を必要とする場合
1組につき
19,500円以内

(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服(平常着)が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合

1人当たり 14,000円以内

(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

世帯人員別	金額	
	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)
2人まで	19,900円以内	35,800円以内
4人まで	37,900円以内	60,600円以内
5人	48,800円以内	77,000円以内
6人以上	7,100円以内	10,600円以内
1人増すと加算する		

新規に購入を必要とする場合
1組につき
19,200円以内

(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服(平常着)が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合

1人当たり 13,800円以内

(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

世帯人員別	金額	
	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)
2人まで	19,500円以内	35,100円以内
4人まで	37,200円以内	59,400円以内
5人	47,800円以内	75,500円以内
6人以上	7,000円以内	10,400円以内
1人増すと加算する		

新規に購入を必要とする場合
1組につき
19,500円以内

(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服(平常着)が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合

1人当たり 14,000円以内

(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

世帯人員別	金額	
	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)
2人まで	19,900円以内	35,800円以内
4人まで	37,900円以内	60,600円以内
5人	48,800円以内	77,000円以内
6人以上	7,100円以内	10,600円以内
1人増すと加算する		

新規に購入を必要とする場合
1組につき
19,200円以内

(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服(平常着)が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合

1人当たり 13,800円以内

(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

世帯人員別	金額	
	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)
2人まで	19,500円以内	35,100円以内
4人まで	37,200円以内	59,400円以内
5人	47,800円以内	75,500円以内
6人以上	7,000円以内	10,400円以内
1人増すと加算する		

額		
(工) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合	52,100 円以内	
(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合	4,400 円以内	
(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合	月額 20,800 円以内	
イ (略)		
(6) 家具什器費		
ア 炊事用具、食器等の家具什器		
被保護世帯が次の（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、次官通知第 7 に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、29,600 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。		
なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、47,100 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。		
(ア)～(オ) (略)		
イ 暖房器具		
被保護世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到		

額		
(工) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合	51,000 円以内	
(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合	4,300 円以内	
(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合	月額 20,500 円以内	
イ (略)		
(6) 家具什器費		
ア 炊事用具、食器等の家具什器		
被保護世帯が次の（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、次官通知第 7 に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、29,100 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。		
なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、46,400 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。		
(ア)～(オ) (略)		
イ 暖房器具		
被保護世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到		

額		
(工) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合	52,100 円以内	
(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合	4,400 円以内	
(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合	月額 20,800 円以内	
イ (略)		
(6) 家具什器費		
ア 炊事用具、食器等の家具什器		
被保護世帯が次の（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、次官通知第 7 に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、29,600 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。		
なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、47,100 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。		
(ア)～(オ) (略)		
イ 暖房器具		
被保護世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到		

額		
(工) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合	51,000 円以内	
(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合	4,300 円以内	
(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合	月額 20,500 円以内	
イ (略)		
(6) 家具什器費		
ア 炊事用具、食器等の家具什器		
被保護世帯が次の（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、次官通知第 7 に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、29,100 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。		
なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、46,400 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。		
(ア)～(オ) (略)		
イ 暖房器具		
被保護世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到		

来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、20,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、被保護世帯が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が20,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、51,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ 冷房器具

被保護世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、51,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

エ (略)

(7) (略)

(8) 入学準備金

ア 小学校、義務教育学校の前期課

来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、20,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、被保護世帯が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が20,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、50,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ 冷房器具

被保護世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、50,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

エ (略)

(7) (略)

(8) 入学準備金

ア 小学校、義務教育学校の前期課

来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、20,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、被保護世帯が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が20,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、51,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ 冷房器具

被保護世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、51,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

エ (略)

(7) (略)

(8) 入学準備金

ア 小学校、義務教育学校の前期課

来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、20,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、被保護世帯が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が20,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、50,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ 冷房器具

被保護世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、50,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

エ (略)

(7) (略)

(8) 入学準備金

ア 小学校、義務教育学校の前期課

程若しくは特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）又は中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）若しくは特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）に入学する児童又は生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、それぞれ次の額の範囲内において特別 基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差し支えないこと。

小学校等入学時 64,300 円以内
中学校等入学時 81,000 円以内

イ (略)

(9) (略)

(10) その他

ア～ウ (略)

エ 家財保管料

医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院又は入所している単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできないものについては、入院又は入所（入院又は入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下同じ。）後1年間を限度として月額 14,000 円の額を特別基準の設定があったも

程若しくは特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）又は中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）若しくは特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）に入学する児童又は生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、それぞれ次の額の範囲内において特別 基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差し支えないこと。

小学校等入学時 63,100 円以内
中学校等入学時 79,500 円以内

イ (略)

(9) (略)

(10) その他

ア～ウ (略)

エ 家財保管料

医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院又は入所している単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできないものについては、入院又は入所（入院又は入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下同じ。）後1年間を限度として月額 13,000 円の額を特別基準の設定があったも

程若しくは特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）又は中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）若しくは特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）に入学する児童又は生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、それぞれ次の額の範囲内において特別 基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差し支えないこと。

小学校等入学時 64,300 円以内
中学校等入学時 81,000 円以内

イ (略)

(9) (略)

(10) その他

ア～ウ (略)

エ 家財保管料

医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院又は入所している単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできないものについては、入院又は入所（入院又は入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下同じ。）後1年間を限度として月額 14,000 円の額を特別基準の設定があったも

程若しくは特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）又は中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）若しくは特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）に入学する児童又は生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、それぞれ次の額の範囲内において特別 基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差し支えないこと。

小学校等入学時 63,100 円以内
中学校等入学時 79,500 円以内

イ (略)

(9) (略)

(10) その他

ア～ウ (略)

エ 家財保管料

医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院又は入所している単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできないものについては、入院又は入所（入院又は入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下同じ。）後1年間を限度として月額 13,000 円の額を特別基準の設定があったも

のとして認定して差しつかえないこと。ただし、明らかに入院又は入所後1年以上の入院加療、入所による指導訓練を必要とする者についてはこの限りではない。

なお、入院又は入所後において保護の実施要領第7の4の(1)の工の(ア)により住宅費が認定されている場合には、12か月から当該住宅費を認定した月数を差し引いた月数の範囲において認定すること。

オ～キ (略)

ク 除雪費

豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯をいう。4の(2)の工において同じ。)において、本人又は親族や地域の支援では日常生活に必要な通路・避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合は、当該除排雪に要する費用(4の(2)の工にいう「雪囲い、雪下ろし等に要する費用」を除く。)について、冬季加算認定期間ごとに31,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

3 教育費

- (1) (略)
- (2) 学級費等

学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及びPTA会費等(以下「学級費等」という。)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第2に規定する基準額によりがたいとき

のとして認定して差しつかえないこと。ただし、明らかに入院又は入所後1年以上の入院加療、入所による指導訓練を必要とする者についてはこの限りではない。

なお、入院又は入所後において保護の実施要領第7の4の(1)の工の(ア)により住宅費が認定されている場合には、12か月から当該住宅費を認定した月数を差し引いた月数の範囲において認定すること。

オ～キ (略)

ク 除雪費

豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯をいう。4の(2)の工において同じ。)において、本人又は親族や地域の支援では日常生活に必要な通路・避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合は、当該除排雪に要する費用(4の(2)の工にいう「雪囲い、雪下ろし等に要する費用」を除く。)について、冬季加算認定期間ごとに30,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

3 教育費

- (1) (略)
- (2) 学級費等

学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及びPTA会費等(以下「学級費等」という。)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第2に規定する基準額によりがたいとき

のとして認定して差しつかえないこと。ただし、明らかに入院又は入所後1年以上の入院加療、入所による指導訓練を必要とする者についてはこの限りではない。

なお、入院又は入所後において保護の実施要領第7の4の(1)の工の(ア)により住宅費が認定されている場合には、12か月から当該住宅費を認定した月数を差し引いた月数の範囲において認定すること。

オ～キ (略)

ク 除雪費

豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯をいう。4の(2)の工において同じ。)において、本人又は親族や地域の支援では日常生活に必要な通路・避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合は、当該除排雪に要する費用(4の(2)の工にいう「雪囲い、雪下ろし等に要する費用」を除く。)について、冬季加算認定期間ごとに31,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

3 教育費

- (1) (略)
- (2) 学級費等

学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及びPTA会費等(以下「学級費等」という。)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第2に規定する基準額によりがたいとき

のとして認定して差しつかえないこと。ただし、明らかに入院又は入所後1年以上の入院加療、入所による指導訓練を必要とする者についてはこの限りではない。

なお、入院又は入所後において保護の実施要領第7の4の(1)の工の(ア)により住宅費が認定されている場合には、12か月から当該住宅費を認定した月数を差し引いた月数の範囲において認定すること。

オ～キ (略)

ク 除雪費

豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯をいう。4の(2)の工において同じ。)において、本人又は親族や地域の支援では日常生活に必要な通路・避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合は、当該除排雪に要する費用(4の(2)の工にいう「雪囲い、雪下ろし等に要する費用」を除く。)について、冬季加算認定期間ごとに30,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

3 教育費

- (1) (略)
- (2) 学級費等

学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及びPTA会費等(以下「学級費等」という。)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第2に規定する基準額によりがたいとき

は、学級費等について次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

小学校等 月額 850 円以内
中学校等 月額 770 円以内

(3) ~ (5) (略)

(6) 災害時等の学用品等の再支給

災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

小学校等 11,600 円以内
中学校等 22,700 円以内

(7) (略)

4~7 (略)

8 生業費、技能修得費及び就職支度費

(1) 生業費

ア 専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行なうために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。

なお、生業費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、78,000 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

イ~エ (略)

(2) 技能修得費

ア 技能修得費(高等学校等就学費

は、学級費等について次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

小学校等 月額 830 円以内
中学校等 月額 750 円以内

(3) ~ (5) (略)

(6) 災害時等の学用品等の再支給

災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

小学校等 11,400 円以内
中学校等 22,300 円以内

(7) (略)

4~7 (略)

8 生業費、技能修得費及び就職支度費

(1) 生業費

ア 専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行なうために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。

なお、生業費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、77,000 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

イ~エ (略)

(2) 技能修得費

ア 技能修得費(高等学校等就学費

は、学級費等について次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

小学校等 月額 850 円以内
中学校等 月額 770 円以内

(3) ~ (5) (略)

(6) 災害時等の学用品等の再支給

災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

小学校等 11,600 円以内
中学校等 22,700 円以内

(7) (略)

4~7 (略)

8 生業費、技能修得費及び就職支度費

(1) 生業費

ア 専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行なうために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。

なお、生業費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、78,000 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

イ~エ (略)

(2) 技能修得費

ア 技能修得費(高等学校等就学費

は、学級費等について次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

小学校等 月額 830 円以内
中学校等 月額 750 円以内

(3) ~ (5) (略)

(6) 災害時等の学用品等の再支給

災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

小学校等 11,400 円以内
中学校等 22,300 円以内

(7) (略)

4~7 (略)

8 生業費、技能修得費及び就職支度費

(1) 生業費

ア 専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行なうために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。

なお、生業費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、77,000 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

イ~エ (略)

(2) 技能修得費

ア 技能修得費(高等学校等就学費

を除く)

技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。

なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。

(ア) (略)

(イ) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項の養成施設において、はり師、きゆう師になるために必要な技能を修得する場合で、当該技能修得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能修得の期間が2年をこえる場合であっても、その期間1年につき保護の基準別表第7の1に規定する額の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定すること。

(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料(月謝)、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用(ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。)等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情が

を除く)

技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。

なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。

(ア) (略)

(イ) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項の養成施設において、はり師、きゆう師になるために必要な技能を修得する場合で、当該技能修得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能修得の期間が2年をこえる場合であっても、その期間1年につき80,000円の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定すること。

(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料(月謝)、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用(ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。)等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情が

を除く)

技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。

なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。

(ア) ～(イ) (略)

(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料(月謝)、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用(ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。)等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情が

を除く)

技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。

なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。

(ア) ～(イ) (略)

(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料(月謝)、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用(ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。)等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情が

あると認められるときは、135,000 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(エ) 前記 (ア) に定めるところにかかわらず、(平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331003 号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる) 自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差しつかえないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1 年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額 216,000 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(オ) ~ (キ) (略)

イ 高等学校等就学費

(ア) ~ (イ) (略)

(ウ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及び P T A 会費等 (以下「学級費等」という。) として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第 7 に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額

あると認められるときは、133,000 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(エ) 前記 (ア) に定めるところにかかわらず、(平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331003 号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる) 自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差しつかえないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1 年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額 213,000 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(オ) ~ (キ) (略)

イ 高等学校等就学費

(ア) ~ (イ) (略)

(ウ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及び P T A 会費等 (以下「学級費等」という。) として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第 7 に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額

あると認められるときは、135,000 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(エ) 前記 (ア) に定めるところにかかわらず、(平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331003 号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる) 自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差しつかえないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1 年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額 216,000 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(オ) ~ (キ) (略)

イ 高等学校等就学費

(ア) ~ (イ) (略)

(ウ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及び P T A 会費等 (以下「学級費等」という。) として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第 7 に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額

あると認められるときは、133,000 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(エ) 前記 (ア) に定めるところにかかわらず、(平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331003 号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる) 自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差しつかえないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1 年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額 213,000 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(オ) ~ (キ) (略)

イ 高等学校等就学費

(ア) ~ (イ) (略)

(ウ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及び P T A 会費等 (以下「学級費等」という。) として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第 7 に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額

1,780 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

(エ)～(オ) (略)

(カ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、87,900 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。

また、生徒が次の a から c までのいずれかに該当した場合であって、就学期間中に学生服及び通学用かばん（以下この(カ)において「制服等」という。）の買い換えが必要であると保護の実施機関が認めた場合は、上記に規定する額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

a～c (略)

(キ) (略)

(ク) 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、26,500 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入することが必要な場合に

1,750 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

(エ)～(オ) (略)

(カ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、86,300 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。

また、生徒が次の a から c までのいずれかに該当した場合であって、就学期間中に学生服及び通学用かばん（以下この(カ)において「制服等」という。）の買い換えが必要であると保護の実施機関が認めた場合は、上記に規定する額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

a～c (略)

(キ) (略)

(ク) 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、26,000 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入することが必要な場合に

1,780 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

(エ)～(オ) (略)

(カ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、87,900 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。

また、生徒が次の a から c までのいずれかに該当した場合であって、就学期間中に学生服及び通学用かばん（以下この(カ)において「制服等」という。）の買い換えが必要であると保護の実施機関が認めた場合は、上記に規定する額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

a～c (略)

(キ) (略)

(ク) 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、26,500 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入することが必要な場合に

1,750 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

(エ)～(オ) (略)

(カ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、86,300 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。

また、生徒が次の a から c までのいずれかに該当した場合であって、就学期間中に学生服及び通学用かばん（以下この(カ)において「制服等」という。）の買い換えが必要であると保護の実施機関が認めた場合は、上記に規定する額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

a～c (略)

(キ) (略)

(ク) 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、26,000 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入することが必要な場合に

<p>は、前記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲内において、必要な実費を認定して差しつかえない。</p> <p>(ケ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>9 葬祭費</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 死亡診断又は死体検案に要する費用(文書作成の手数料を含む。)が5,350円をこえる場合は、葬祭扶助基準額表の額(火葬料等についての加算並びに(1)及び(2)により特別基準の設定があった場合を含む。)に当該こえる額を加算した額を、特別基準の設定があったものとして、計上して差しつかえないこと。</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第8 収入の認定</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 勤労控除の取扱い</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 未成年者控除</p> <p>ア 未成年者(20歳未満の者をいう。)については、その者の収入から次官通知第8の3の(4)に定める額を控除すること。ただし、次の場合は控除の対象としないものであること。</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第9~第10 (略)</p>	<p>は、前記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲内において、必要な実費を認定して差しつかえない。</p> <p>(ケ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>9 葬祭費</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 死亡診断又は死体検案に要する費用(文書作成の手数料を含む。)が5,250円をこえる場合は、葬祭扶助基準額表の額(火葬料等についての加算並びに(1)及び(2)により特別基準の設定があった場合を含む。)に当該こえる額を加算した額を、特別基準の設定があったものとして、計上して差しつかえないこと。</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第8 収入の認定</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 勤労控除の取扱い</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 未成年者控除</p> <p>ア 未成年者(20歳未満の者をいう。)については、その者の収入から月額11,400円を控除すること。ただし、次の場合は控除の対象としないものであること。</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第9~第10 (略)</p>	<p>は、前記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲内において、必要な実費を認定して差しつかえない。</p> <p>(ケ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>9 葬祭費</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 死亡診断又は死体検案に要する費用(文書作成の手数料を含む。)が5,350円をこえる場合は、葬祭扶助基準額表の額(火葬料等についての加算並びに(1)及び(2)により特別基準の設定があった場合を含む。)に当該こえる額を加算した額を、特別基準の設定があったものとして、計上して差しつかえないこと。</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第8 収入の認定</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 勤労控除の取扱い</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 未成年者控除</p> <p>ア 未成年者(20歳未満の者をいう。)については、その者の収入から次官通知第8の3の(4)に定める額を控除すること。ただし、次の場合は控除の対象としないものであること。</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第9~第10 (略)</p>	<p>は、前記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲内において、必要な実費を認定して差しつかえない。</p> <p>(ケ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>9 葬祭費</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 死亡診断又は死体検案に要する費用(文書作成の手数料を含む。)が5,250円をこえる場合は、葬祭扶助基準額表の額(火葬料等についての加算並びに(1)及び(2)により特別基準の設定があった場合を含む。)に当該こえる額を加算した額を、特別基準の設定があったものとして、計上して差しつかえないこと。</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第8 収入の認定</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 勤労控除の取扱い</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 未成年者控除</p> <p>ア 未成年者(20歳未満の者をいう。)については、その者の収入から月額11,400円を控除すること。ただし、次の場合は控除の対象としないものであること。</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第9~第10 (略)</p>
---	---	---	---

<p>第11 保護決定実施上の指導指示及び 検診命令 1～3 (略) 4 検診命令 (1)～(4) (略) (5) 検診料の支払 検診を行った医師等から検診料請求書を受け取ったときは、その内容を審査してこれを確認し、検診料を当該医師又は歯科医師に支払うこと。 なお、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとする。ただし、検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合は、検診料のほかに4,720円の範囲内(ただし、障害認定に係るものについては6,090円の範囲内)で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。 (6) (略)</p> <p>第12～第13 (略)</p>	<p>第11 保護決定実施上の指導指示及び 検診命令 1～3 (略) 4 検診命令 (1)～(4) (略) (5) 検診料の支払 検診を行った医師等から検診料請求書を受け取ったときは、その内容を審査してこれを確認し、検診料を当該医師又は歯科医師に支払うこと。 なお、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとする。ただし、検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合は、検診料のほかに4,630円の範囲内(ただし、障害認定に係るものについては5,970円の範囲内)で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。 (6) (略)</p> <p>第12～第13 (略)</p>	<p>第11 保護決定実施上の指導指示及び 検診命令 1～3 (略) 4 検診命令 (1)～(4) (略) (5) 検診料の支払 検診を行った医師等から検診料請求書を受け取ったときは、その内容を審査してこれを確認し、検診料を当該医師又は歯科医師に支払うこと。 なお、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとする。ただし、検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合は、検診料のほかに4,720円の範囲内(ただし、障害認定に係るものについては6,090円の範囲内)で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。 (6) (略)</p> <p>第12～第13 (略)</p>	<p>第11 保護決定実施上の指導指示及び 検診命令 1～3 (略) 4 検診命令 (1)～(4) (略) (5) 検診料の支払 検診を行った医師等から検診料請求書を受け取ったときは、その内容を審査してこれを確認し、検診料を当該医師又は歯科医師に支払うこと。 なお、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとする。ただし、検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合は、検診料のほかに4,630円の範囲内(ただし、障害認定に係るものについては5,970円の範囲内)で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。 (6) (略)</p> <p>第12～第13 (略)</p>
--	--	--	--